

### 地方創生における「ローカル・マネジメント法人」とは

木村 俊文

安倍政権が推進する「地方創生」政策では、地域の中小企業の「稼ぐ力」の強化やサービス業の生産性向上のために様々な施策を掲げている。地方都市における「コンパクトシティ」の形成や過疎化地域で生活サービス施設を集約する「小さな拠点」の整備などと並んで、現在、政府において新たな法人制度として「ローカル・マネジメント(LM)法人」の検討が進められている。

以下では、LM 法人が必要とされる背景を確認し、地域生活を支えるサービス提供を行う事業体の現状を踏まえ、LM 法人の方向性を考えてみたい。

#### LM 法人が必要とされる背景

LM 法人は、2014 年 4 月から 15 年 5 月まで全 11 回開催された経済産業省・経済産業政策局の有識者会議「日本の『稼ぐ力』創出研究会」が提言したものである。

同研究会の配布資料や議事要旨に基づき議論を振り返ると、LM 法人の対象となる業種は地域の鉄道や路線バス等の公共交通をはじめ、小売、ガソリンスタンド、宿泊、保育、介護といった生活密着型のサービス業である。すでに地方の路線バスでは不採算路線の撤退が相次ぐなど、地域を支える基本的なサービス提供が困難になりつつあることが背景にある。

また、6 月 18 日に公表された同研究会のとりまとめ資料では、「既存の法人では、必ずしも地域の継続的なサービス提供に適さない面がある」として、「地域に必要なサービスを、十分なガバナンスの下で、

総合的・効率的に提供する LM 法人のあり方について、検討を深化させていく必要がある」と結論づけた。既存の法人では十分に機能せず、LM 法人の検討が必要とする理由として、次の点を指摘している。①株式会社は、利益を優先することや株主が変わることもあり、社会性・公共性の高い事業を持続的に提供することを期待するのは困難である。②NPO 法人などの非営利法人は、現行制度では出資の受入れが不可能であることから、事業を持続的に行うための資金調達が限定される。③非営利法人よりも営利法人の組織形態の方がガバナンス上優れた面がある。

#### 既存の法人制度が抱える問題点

人口減少などを背景にサービス提供が困難になりつつある状況のなか、様々な取り組みが見られる。

たとえば、経済産業省の資料<sup>(注 1)</sup>では、過疎と高齢化が進むある地域で、唯一あった小売店の撤退後に住民が自ら資金を出し合うなどして、生活に必要なサービスを維持することに取り組んでいる任意団体や認可地縁団体の例が報告されている。また、NPO 法人が、農産物の加工・販売事業で得た利益を高齢者向けのデイサービスや配食サービスに充てるなど地元還元する例もある。さらに、観光バス事業を運行する株式会社が赤字で撤退した隣町の路線バスを引き継ぎ、IT を活用して運行状況を詳細に把握するなどして経営改善に取り組む例もある。

こうしたサービスの提供主体に注目して法

図表1 地域を支える主なサービス提供組織の比較

|                      | 根拠法        | 事業内容                | 法人形態 | 設立人数  | 責任   | 課税                  | 利益分配 | 議決権             | メリット/デメリット  |
|----------------------|------------|---------------------|------|-------|------|---------------------|------|-----------------|---|
| (任意団体)<br>権利能力なき社団   | —          | 制限なし                | —    | —     | 無限責任 | —                   | 可    | 1人1票(規約等で定められる) | ・無限責任であり、かつ団体名義で財産を所有したり契約することができず、活動を発展させるためには法人格を取得する必要がある。     |
| 認可地縁団体               | 地方自治法      | 地域的な共同活動のための不動産等の保有 | 非営利  | 1人以上  | —    | 法人課税(収益事業に係る所得に対して) | 不可   | 1人1票            | ・町内会向けの組織であり、活動地域が限定される。住所を有するすべての個人が構成員になることができるため、意思決定にも時間がかかる。 |
| (NPO法人)<br>特定非営利活動法人 | 特定非営利活動促進法 | 同法で規定された事業(20分野)    | 非営利  | 10人以上 | 有限責任 | 法人課税(収益事業に係る所得に対して) | 不可   | 1社員1票           | ・収益性の低い事業が多い。<br>・特定非営利活動に限定されるが、地域の実情に応じて汎用性がある。                 |
| 株式会社                 | 会社法        | 商行為(定款に掲げる事業)       | 営利   | 1人以上  | 有限責任 | 法人課税                | 可    | 出資比率による         | ・地域ファンドから投資を受けることもできるなど、資金調達手段が増える。<br>・非営利事業も含め全所得が課税対象となる。      |

(資料) 寺林暁良「地域主導の再生可能エネルギー事業を担う組織づくり」(2014年)『農林金融』67巻10月号22-23頁の表などを参考に作成

人制度を比較すると、まず任意団体は、団体名義での財産保有や契約行為ができず、将来的に活動を発展させるためには法人格を取得する必要がある。また、認可地縁団体は、町内会が所有する自治会館などの不動産を代表者の個人名義ではなく団体で登記できるようにするために設けられた法人制度であり、共同活動の範囲が狭いエリアに限定される上に、住所を有するすべての個人が構成員になることができるため意思決定にも時間がかかる。

NPO法人は、事業内容が特定非営利活動(20分野)に限定されるため、収益性の低いものが多い。ただし、まちづくりや中山間地振興などのほか、「条例で定める活動」が含まれていることから地域の実情に応じて汎用性があり、稼いだ利益(資金)をこれら事業に再投資することができる。またNPO法人は助成金や補助金、公的融資も受けやすい。

一方、株式会社は医療・教育など一部事業には参入が規制されるものの活動には制限がなく、地域ファンドから投資を受けることもできるなど資金調達の手段も多い。しかし、公益性の高い事業を行っていても全所得が

課税対象となるほか、黒字の場合には補助金の受け皿にもなりにくい。

以上のような問題点を解決できる法人格の設立がねらいである。

(注 1) 経済産業省(2014)「日本の『稼ぐ力』創出研究会」第6回配布資料 78-81頁

### 政策的な誘導が必要ではないか

LM法人の検討を進める経済産業省は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン」の工程表に示されているとおり、15年度末までに税制優遇を含め法人制度のあり方について結論を得るとしている。

LM法人の方向性を考えてみると、NPO法人の利点(公益事業は非課税)と、株式会社の利点(資金調達手段の優位性)を盛り込んだ事業体になることが想定される。

ただし、小規模事業者が多く、かつ地理的にも分散するサービス業において、法人格を創設しただけで収益性を高めることは困難と考えられる。したがって、地域に不可欠なサービスは存続できるようにするための措置を講じ、LM法人がその受け皿となるよう政策誘導することが望ましいと思われる。